

前原委員長

本日は、お忙しい中ご参集を賜り、ありがとうございます。

開 会 午後 1時30分

前原委員長

それでは、ただいまから第15回「議会改革推進委員会」を開会いたします。
本日の出席委員は全員であります。

本日の協議事項は、お手元に配付してございます次第書のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

ただ今、2名の方から傍聴の申請が出ておりますので、ご了承願います。また、手話通訳の方が2名入りますので、よろしく願いいたします。

初めに、本日の課題、改善点等の検討についてでございますが、前回の委員会における協議内容を踏まえ、各会派でご検討いただいたところでございますので、各会派の御意見を拝聴しながら、協議して参りたいと存じます。

本日は、前回の委員会で決定いただきましたとおり、検討事項等提案一覧のうち、10項目につきましてご協議いただきたいと存じます。

なお、ご協議いただく10項目につきましては、お手元に配付してございます検討事項等提案一覧の件名を、網掛けにしてございますので、よろしく願いいたします。

初めに、大きな2の「(9) 一般質問における質問者の人数配分について」は、
から提案されたものでございますが、前回の協議では、からは「限れた会期中でスムーズに議事を進めていくという観点からも、議席による配分というのは大事であり、一番公正・公平であると考え、賛成する。」との意見、からは「そもそも議会であることから、行政側に何か慮ることなく、一般質問の機会が増えるよう日数を増やせばよいと考え、反対する。」との意見、からは、「必要であれば、質問日数を増やすことを検討するべきであり、反対する。」との意見があり、提出会派のからは「議員間の質問の機会の均等を図るべきではないかという観点から提案させていただいたもので、2会期通算方式を廃止することにより、時宜を得た質問が可能となると考える。さらに、定例会において一般質問の期間は4日間であり、1日4人でおさめるとして最大16人である。一般質問日を増やせばよいという提案があったが、これ以上会期日程を延ばすわけにもいかないと思う。我が会派は、会派内で質問をしたいと手を挙げて、4日間で16の枠しかないということで我慢をしてもらっているのが現状である。我が会派もこれだけの努力をしていることから、反対をしている2会派においても、ぜひ会派内で努力をしていただきたい。」との意見がありました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

前回同様、賛成する。

議席というのは選挙において市民の負託を受けた、まさに民意であり、その観点からも公平・公正に議会運営をしていくべきである。まして、多くの議員が一

公明

般質問をしたい中、これ以上会期の日数を増やすことは議会費の増大にもつながってくる。

前原委員長

■■■■■。

■■■■■

共産

前回同様、反対する。

一般質問の人数を増やすということであれば、会期日数を増やすことが適当である。

前原委員長

■■■■■。

■■■■■

新風

前原委員長

前回同様、反対する。

提出会派である、■■■■■。

■■■■■

自民

前原委員長から、我が会派の過去の発言を述べていただいたとおり、議員間の質問機会の均等を図ることが、公平公正な議会運営ではないかということで提案をさせていただいた。また、2会期通算方式を廃止することにより、より時宜を得た質問が可能になるということが提案の主な理由である。

会期日程を延ばせばいいという意見が■■■■■、■■■■■から出ているが、定例会を開く間に戸田競艇企業団議会等々がどうしても関わってくる。また、各会派の勉強会等もある中、これ以上会期日程を延ばすとなると間違いなく多方面に影響が出てしまい、現実的に会期日程を延ばすことは非常に難しいと考えているところである。

議員たるもの、議会人として議員活動や政治活動等があるが、議会で一般質問することが市議会議員のメインの活動だと思っている。しかし、我が会派の新人または2期生等には、順番でまわしているため、その活動を我慢させている。質問したければいつでも質問できるという発言が、以前■■■■■からもあったが、その発言ができるのは、我が会派が一生懸命調整をしているからである。

反対している■■■■■と■■■■■については、自分たちの意見ももちろん大事だと思うが、もう少し歩み寄っていただきたい。川口市議会の議会改革推進委員会は全会一致ですすめており、この調子で行くと、おそらく川口市議会は何一つとして改革できなくなる。我が会派は、もちろん発言はするが聞く耳も持っている。■■■■■、■■■■■には、聞く耳を持っていただくよう、ぜひお願いしたい。

この問題だけはそう簡単に我が会派も取り下げるわけにはいかないので、再度持ち帰りいただき、ご検討いただくようお願い申し上げます。

前原委員長

この件につきましては、各会派でご意見が異なるようですので、持ち帰り検討していただき再度協議するというところでよろしいでしょうか。

— 異議なし —

前原委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな2の「(10)一般質問において、一問一答方式及び初回一括2回目以降一問一答方式の場合、発言を終了した項目については、再度の質問、要望、意見等の発言はできないものとする。」は、事務局から提案されたものでございますが、前回の協議では、 からは「平成22年に一問一答方式では質問が終わった大項目には戻れないという考え方で意見の一致をした。各会派、そのことはご存知だと思うが、平成22年の導入時に決めた約束事は口頭であった。約束を守らない議員が出てきていることから、しっかりと一問一答方式のルール化・明文化をし、すべての議員がルール通り発言するようにすべきであり、賛成する。」との意見、 からは、「全会一致で申し合わせをし、一問一答をスタートした歴史がある。それでも、いまだにルールが守られていないという現状がある。事務局の提案通りルール化すべきであり、賛成する。」との意見、 からは、「反対する。」との意見、 からは、「我が会派も当時の会議録等を確認し、『質問は三回まで』ということがルール化されていることは認識しているが、要望、意見について、どこで述べるかということについては、申し合わせをされているとは認識していない。従って、ルールの拡大の解釈と認識しており、反対する。」との意見がありました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

賛成する。

前回と同様の発言になるが、平成22年にこの議会改革推進委員会で一問一答方式を導入すると確定し、その際にルール作りをした。我が会派の考え方は、質問はあくまでも要望・意見まで、すなわち発言の3回の範囲にそれらもすべて含んでいるという認識で平成22年から今日まできていることから、戻って発言をしてよいということはルール違反だと考える。

前原委員長

賛成する。

そもそも開かれた議会、市民に分かりやすい議会を目的に平成22年にスタートした。また、議会事務局の力なくしてスムーズな議会運営はできず、事務局の要望であることから、ぜひとも導入すべきである。

前原委員長

質問と、意見・要望はまったく別のものであり、意見・要望まで縛るということには反対する。

菅 産

前原委員長

新風

前原委員長

前原委員長

自民

前原委員長

公明

前原委員長

議会議事録

議会という場は、まさに開かれた場であるべきであり、極力自由な発言をすべきである。平成22年のルールでは確かに質問については3回と書いてあるが、要望・意見等については書かれておらず、この事務局からの提案はいたずらに議員の発言の自由を狭め、制限するものと考え、反対する。

この件につきましては、各会派のご意見がそれぞれあり、意見の一致は難しいものと考えます。

任期中の会議の回数が限られてきていることから、意見の一致に至らずと決定したいと思います、いかがでしょうか。

— 異議なし —

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな4の「(1) 議会基本条例の検討について」は、から提案されたものでございますが、前回の協議ではからたたき台が出され、、とも「持ち帰り検討する」との意見でありました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

前回、からきめ細かい資料をいただき感謝申し上げます。会派内で協議したが、18人の意見を一本化することができなかった。申し訳ないが、意見がまとまっていない状況だということをお伝えする。

我が会派としては、議会基本条例を制定した効果が一番分かりやすく現れるのが投票率であると考えている。全国の自治体を視察し、また、先週も議会運営委員会の視察で筑紫野市の議会基本条例制定後の投票率を確認したが、制定前が48.75パーセント、制定後の平成27年の選挙では45.6パーセントとマイナス3.15ポイント投票率が下がっていた。本来なら投票率に効果が現れてもらいたいところであり、議会報告会等の苦勞も多い中、それが投票率に現れていないということが、我が会派としては非常に説得力に欠けるところである。今後も決してないほうがいいと言っているわけではないが、議員の質を高めることが一番大事なことである。4年に1度の選挙を通して、日々議員力を磨いていくことが本来の姿であることから、条例ありきというよりも、今後も議員の質を磨くべく、努力をして参りたいという結論である。

新風

前原委員長

共産

前原委員長

前原委員長

我が会派は議会基本条例を制定することを当初から提案をしており、検討についてはなるべく早くすべきと考えている。従って、 から提案があった廣瀬教授の勉強会を実施し、その教授の話に基づいて各議員が議会基本条例について考えることが肝要と考える。

提出会派である、 。

まずは、持ち帰り検討していただいたことに、大変感謝申し上げます。
投票率については、確かに結果として数字で分かるものであり、大変重要なことだと思う。しかし、制定前と比べ、制定後に投票率が上がれば効果があったということ、逆に下がったら効果がなかったということになるのか。もちろん判断するひとつの大きな指標としておっしゃっていると思うが、それだけで効果があったのかという判断はできないと考える。様々な観点で調べていただいたことは大変ありがたく思っており、そもそも検討についての合意であることから、引き続き、そういう観点も含めて我が会派も調査をしていきたい。

この件につきましては、各会派のご意見がそれぞれあり、意見の一致は難しいものと考えます。

任期中の会議の回数に限られてきていることから、意見の一致に至らずと決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

— 異議なし —

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな5の「(3) 招集通知として文書のほかにメールの配信も行う。メールは災害時の安否確認メールとすることで、有事の備えとする。文書は机上配付する。」につきましては、 から提案されたものでございますが、前回の協議では、 からは「災害時を含めてメールは非常に有効なツールである。また、今後ペーパーレスにしていくためにも、こういったことは大事だと考え、賛成する。」との意見、 からは、「現状だと、机上配付するほかに直接届けてもらっている文書もある。それを考えると、机上配付で済ましてよいのか心配であり、反対する。」との意見、 からは、「定例会の招集通知は年4回であり、すべての議員がいつ開催するかということを常にアンテナを高くして準備しておけば机上配付でもよいと考える。それに加えて、メールで配信いただけるということであれば、特に問題はなく、賛成する。」との意見、提出会派である からは、「今までどおり、机上にも文書を配付しつつメールの配信を行うということである。前回検討した平成27年のときよりも、メールは、より活発化している。また、災害も全国各地で発生しており、災害が発生した場合の連絡手段となるメールを日頃から事務局と議員との間で活用することによって、有事に備えておくことが重要であるという観点から提案をさせていただいたわけである。今まで通り文書もあるが、文書よりも即時性、

保存性、検索性に優れたメールを活用することで、各議員のスケジュール管理も効率的に、タイムリーに行うことができる。現在、事務局職員が委員会前などに各議員を回っていることは皆さん承知の通りであるが、これは相当な時間を使っており、また、かなりの負担にもなっていると考え。文書については廃止するわけではなく、今まで通り各議員の控室の机上に配付し、そこにメールを加えるということであるので、ぜひ、再度検討願いたい。」との意見がありました。このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

■

前回同様、賛成する。

メールは情報伝達手段として即時性が高く、時代の流れである。また、ペーパーレス化も今後ますます進んでいくと考えられることから、導入をぜひともお願いしたい。

■

公明

前原委員長

■

■

共産

前原委員長

改めて会派内で協議をし、この件については歩み寄るということも含めて賛成する。

■

■

新風

前原委員長

前回同様、賛成する。

なお、付言するが、メールは保存・管理がしやすいという意見も前回あったが、私はいわゆるガラパゴス携帯であり、必ずしも整理がしやすいという話ではない。今の段階ではあるが、メールでの連絡は数を絞っていただきたい。

提出会派である、■、お願いします。

■

自民

前原委員長

■に感謝申し上げる。いつもこのように賛成していただけると、議会改革もスムーズに運ぶかと思っているところであるが、会派の皆さんには感謝お伝えいただきたい。

それでは、この件は全会一致になりましたので、よろしくお願いします。

次に、大きな5の「(6) 陳情についても議会審議を行うこと」につきましては、■から提案されたものでございますが、前回の協議では、■、■からは、「従来どおりでよいと考え、反対する。」との意見、■からは、「陳情と請願の重さに違いがあるというのは、紹介議員がいるか、いないか、採択を求めるか、求めないかであり、採択を求めらるのであれば請願という方法を取ることができる。陳情という、より簡単な方法を残しておくことは必要と考え、反対する。」との意見がありました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。